

第100号議案

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例（昭和42年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県警察職員の特別報賞金に関する条例

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「特別ほう賞金」を「特別報賞金」に改める。

第3条第1項第1号中「2,520万円」を「3,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県警察職員の特別報賞金に関する条例第3条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金について適用し、同日前に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金については、なお従前の例による。